

廃用事故認定基準細則作成のガイドライン

1 廃用事故認定基準について

農業共済組合連合会及び特定組合等（以下「連合会等」という。）の獣医職員が行う廃用事故認定については、農業保険法施行規則（平成29年農林水産省令第63号。以下「施行規則」という。）及び家畜共済事務取扱要領（平成30年10月2日付け30経営第1400号農林水産省経営局長通知。以下「要領」という。）により行うこととしているところであるが、判定者によって認定結果が異なる事態が生じることのないよう、廃用事故認定の基準の一層の明確化を図るため、廃用事故認定基準細則（以下「細則」という。）を連合会等が定めることとしている。本ガイドラインは、連合会等が細則を作成する際に参考にするものとして取りまとめたものである。

2 細則作成の要点

細則を作成する際には、以下の事項に十分留意することとする。

（1）共通留意事項

- ア 極力、数値化し、客観的な期間、検査結果等に基づき判断できる基準とすること。
- イ 廃用事故の認定基準を定めるだけでなく、必要に応じ、畜主側の要件並びに組合等及び獣医師側の要件についても定めること。
- ウ 組合員等が組合等の行う損害防止指導に従っていることを確認すること。

（2）細則に施行規則第49条第1項各号に定める廃用事故毎に基準を設定するに当たっての考え方

ア 1号廃用（瀕死に係る廃用）

1号廃用は、一両日中に死亡することが確実になった根拠に基づき認定される。なお、以下の複数の項目等について具体的に所見を作成すること。

- （ア）栄養状態（削瘦（眼球陥没）、過肥）
- （イ）姿勢（起立不能、歩様蹣跚、背彎姿勢）
- （ウ）挙動（沈うつ、痙攣、強直、意識障害、反射減弱又は消失、眼球振盪）
- （エ）食欲（食欲不振、食欲廃絶）
- （オ）直腸温（稽留熱、弛張熱、虚脱熱）
- （カ）呼吸（呼吸数増加又は減少、腹式又は胸式呼吸、発咳、呻吟、開口呼吸、泡沫性流涎、ラッセル音、肺胞音減弱又は消失）
- （キ）心音・心拍（心雑音、心音減弱又は増強、頻脈、徐脈、不整脈）
- （ク）皮膚・粘膜（出血、黄疸、チアノーゼ、浮腫、気腫、腫脹、皮温不整、皮膚弾力低下（脱水））

- (ケ) 乳房（疼痛、硬結、壊死、萎縮）
- (コ) 排尿（排尿停止、淋歴、血尿）
- (サ) 排便（便秘、下痢（血様、水様、泥状、粘状、カタル様）、黒色便、異臭便）
- (シ) 胃腸（金属製反響音、拍水音、鼓音、蠕動減弱又は消失、けん部膨満）
- (ス) 鼻漏（血様、水様、粘状）

イ 3号廃用（使用価値に係る廃用）

- (ア) は行による廃用は、起立困難の程度を基準とし、5分程度以上起立していることができないものとする。
 なお、原因不明の起立不能症においては、発症後5日間以上経過したものとする。
- (イ) 骨折による廃用は、機能障害及び難治性の程度を判断基準とし、固定処理の不可能な骨折、重度の汚染のある開放性骨折等予後不良と判断されるものとする。
- (ウ) 舌断裂等による廃用は、生体維持のための採食が不能であるものとする。
- (エ) 創傷性心臓のう炎による廃用は、本病であることが血液検査、超音波検査等により確定診断されたものとする。

ウ 5号廃用（繁殖能力に係る廃用）

- 認定の対象とする家畜は、初診が満12歳未満で、かつ、不妊期間が分娩後1年を超えるものとする。
 基準は、以下の項目について具体的に作成すること。
- (ア) 繁殖能力の喪失がホルモン濃度の測定、子宮内膜組織検査等の客観性のある検査等に基づいて確定診断されていること。
- (イ) 当該牛が本来淘汰対象でないこと。
 （例：分娩後90日以内に検診又は受精を受けている。）
- (ウ) 飼養管理等の改善指導事項が遵守されていること。

エ 6号廃用（泌乳能力に係る廃用）

- 認定の対象とする家畜は、罹患分房が3分房以上のものとする。
 基準は、以下の項目をについて具体的に作成すること。
- (ア) 泌乳能力の喪失が罹患分房の臨床症状及びCMT、電気伝導度の検査等の客観性のある検査等に基づいて確定診断されていること。
- (イ) 泌乳能力を失った時期が泌乳期間中であること。
- (ウ) 当該牛が本来淘汰対象でないこと。
 分娩後120日以降に発病している場合は、妊娠している又は人工授精が行われている等により淘汰対象牛でないと認められるもの。

(エ) 共済責任開始後に正常泌乳が確認されていること。

3 細則の設定手続について

細則は、共済金の支払の有無に直結するものであることから、病傷事故給付基準と同様の手続により、損害評価会の調査・審議を得た上で、理事会で決定する必要がある。また、地域の実情を踏まえ、施行規則及び要領より厳しい基準を設定することは可能であるが、その場合には組合員等及び獣医師等に対して説明会等を開き、細則について十分理解を求める必要がある。

4 細則の具体例

2の要点を踏まえた細則として想定される例は、別紙のとおりであるが、連合会等で定める細則は必ずしも、これと同一のものを設定する必要はなく、各地域での実情を踏まえて、適切な細則を作成されたい。

家畜共済の廃用事故認定基準細則例

平成〇〇年〇〇月〇〇日設定

〇〇〇農業共済組合連合会

I 適用の範囲

主に牛に対して適用するが、その他の対象家畜についても用途目的に応じて準用する。

II 畜主側における基本要件

(1) 栄養、繁殖、搾乳衛生等管理が個体ごと及び群ごとに適正に行なわれており、かつ、牛舎環境も劣悪でないこと。

(2) 組合等が行なう損害防止指導に従って改善経過が認められること。

III 1. 3. 5. 6号廃用基準の細目

廃用認定基準細目			備考
1 号 廃 用	認 定 基 準	1号廃用は、一両日中に死亡することが確実にになった根拠に基づき認定される。なお、以下の複数の項目等について具体的に所見があるものとする。 (ア) 栄養状態（削瘦（眼球陥没）、過肥） (イ) 姿勢（起立不能、歩様蹣跚、背彎姿勢） (ウ) 挙動（沈うつ、痙攣、強直、意識障害、反射減弱又は消失、眼球振盪） (エ) 食欲（食欲不振、食欲廃絶） (オ) 直腸温（稽留熱、弛張熱、虚脱熱） (カ) 呼吸（呼吸数増加又は減少、腹式又は胸式呼吸、発咳、呻吟、開口呼吸、泡沫性流涎、ラッセル音、肺胞音減弱又は消失） (キ) 心音・心拍（心雑音、心音減弱又は増強、頻脈、徐脈、不整脈） (ク) 皮膚・粘膜（出血、黄疸、チアノーゼ、浮腫、気腫、腫瘍、皮温不整、皮膚弾力低下（脱水）） (ケ) 乳房（疼痛、硬結、壊死、萎縮） (コ) 排尿（排尿停止、淋瀝、血尿） (サ) 排便（便秘、下痢（血様、水様、泥状、粘状、カタル様）、黒色便、異臭便） (シ) 胃腸（金属性反響音、拍水音、鼓音、蠕動減弱又は消失、けん部膨満） (ス) 鼻漏（血様、水様、粘状）	
	畜 主 側	1 症状の発現から遅滞なく組合等へ事故発生通知が行われていること。 2 遅滞なく獣医師へ診療を求めていること。	1 症状が発現しているにもかかわらず、畜主が故意又は漫然と放置することを排除するための要件で、「症状の発現」とは獣医師の治療を要する程度の家畜として機能に支障を来す異常な状態をいう。
	組 合 等 及 び 獣医師側	1 病名の確定が行われていること。 2 認定に資する所見が記載されていること。	

	廃用認定基準細目		備考
3 号 廃 用	認 定 基 準		1 「5分程度以上起立できないもの」とは著しく起立困難な状況を呈するもので、5分程度以上通常姿勢で静止佇立できない状態をいう。
	1 は行による廃用は、重度の起立困難で5分程度以上起立していることができないものとする。 2 骨折による廃用は、固定処置の不可能な骨折、重度の汚染のある開放性骨折とする。その他の骨折による場合は、固定処置を行ったにもかかわらず骨癒合が認められないものとする。 3 放線菌症、歯牙疾患、顔面神経麻痺による廃用は、十分な治療が行われたにもかかわらず、生体維持のための採食が不能になるものとする。 4 舌断裂による廃用は、舌に大きな欠損や縫合不可能な断裂があつて生体維持のための採食が不能になるものものとする。 5 創傷性心臓のう炎による廃用は、一般的臨床検査の他、血液検査、心電図、超音波検査等によって確定診断を行ったものとする。 6 原則として、原因不明の起立不能症による廃用は、発症後5日間以上経過したものとする。		
	廃 用 の 要 件	畜 主 側	1 この要件は、「は行」に限定する要件である。 2 症状が発現しているにもかかわらず、畜主が故意又は漫然と放置することを排除するための要件で、「症状の発現」とは獣医師の治療を要する程度の家畜として機能に支障を来す異常な状態をいう。
		組 合 等 及 び 獣医師側	1 病名の確定が行われていること。

	廃用認定基準細目		備考	
5 号 廃 用	認 定 基 準		1 申請病名と確認時所見が合致すること。 2 客観性のある診断が行われていること。 3 不妊期間が分娩後1年を超えるものとする。 4 以下の病名等で客観的な診断根拠があるものは、診療回数、経過、期間等は問わない。 ・生殖器癒着、腫瘍、両側性卵管閉鎖 5 初診が満12歳未満であること。	2 「客観性のある診断」とは、別記の「主な繁殖障害の治療に係る諸検査の適用範囲と予後判定基準」に示すとおり。
	廃 用 の 要 件	畜 主 側	1 繁殖台帳の整備・記録が客観的に行われていること。 2 分娩後90日以内に検診又は授精を受けていること。 3 授精が3回に及ぶも受胎しない場合診療を受けていること。 4 飼養管理等改善指導事項が遵守されていること。	1 繁殖管理、授精状況等について第三者が明確に確認できる記録を備えていること。
		組 合 等 及 獣 医 師 側	1 繁殖台帳の整備・記録に対する指導が行われていること。(様式の提示等) 2 適期に診断・治療が行われていること。 ex) 薬剤応用後の効果判定等が適期に行われている等。 3 診断・治療経過に客観性があること。 〔具体的内容〕 ・ホルモン濃度の測定、診断的子宮洗浄等による子宮内細菌検査や細胞検査、子宮内膜組織(バイオプシー)検査、卵管疎通検査、超音波画像検査、腹腔鏡等検査	3 「客観性のあること」とは、別記の「主な繁殖障害の治療に係る諸検査の適用範囲と予後判定基準」に示すとおり。

	廃用認定基準細目		備考
6 号 廃 用	認 定 基 準		
	1 症状が明らかであること。 ・罹患分房の臨床症状（乳汁の異常及び乳房の腫脹、硬結、萎縮肉様化、化膿巣の散在などの器質的変化の存在）が明らかなこと。 ・罹患分房の検査結果（CMT、CMT変法、電気伝導度など）が明らかに異常を示すこと。 2 分娩後305日以内に終診があること。 3 次期分娩により、回復が期待できないこと。 4 分娩後120日以降に発病している場合は、妊娠しているか人工授精を行っていること。 5 原則として罹患分房（含む盲乳、漏乳、乳頭損傷等）は3分房以上とする。		4 妊娠または人工授精を行っていない牛であっても、繁殖の検診、治療を受けているものは、今後も搾乳の用に供する予定であったと解されることから可とする。 5 甚急性乳房炎で罹患分房の影響により、泌乳停止（萎縮）した分房についても罹患分房とみなす。
	廃用の要件	畜主側 1 責任開始後に正常泌乳が確認されていること。 2 組合等による乳房炎の損害防止指示が遵守されていること。 3 発症時に自家治療が行われていないこと。	3 「自家治療」とは獣医師の指導による応急処置以外の畜主の独自判断による薬剤の使用をいう。
		組合等及び獣医師側 1 基本的には、初診時に原因菌の同定が行われていること、また必要に応じ感受性検査が行われていること。 2 感受性結果に基づく薬剤の応用が適切に行われていること。 3 疾病多発農家には、乳房炎防除のための搾乳時立会等が行われていること。	2 「感受性結果」には、特損その他の検査結果を含む。